

中川事務所新聞

第 1 3 0 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【確定拠出年金の改正予定】

本紙9月号でお伝えした確定拠出年金制度について、政府から矢継ぎ早に改正予定が発表されています。

誰でも加入可能へ

現在は働き方によって加入に制限が設けられているが、専業主婦も含めて誰でも加入できるようにする。

持ち運び可能へ

転職時の使い勝手を改善し、転職先の企業年金制度に関係なく持ち運びできるようにする。



拠出額を年収比例に
現在は定額で拠出額に上限が設けられているところ、これを年収の10~20%を上限とする。拠出金は全額所得控除できるので、所得が高い人ほどメリットが増す。

これらの改正方向が意味するところは明確です。要するに、現行の確定給付型の年金制度では老後の生活を賄えないので、各自自助努力で老後の生活資金を確保して下さいということです。さて、皆さんはどうしますか？

【ふるさと納税はお早めに】

居住地に住民税を納める代わりに居住地以外の自治体に納税してなおかつ特産品を貰えるというこの制度、H26年分の所得で利用するためには、そろそ

ろ納めておかないと手続きが間に合わない可能性もあります。

貰える特産品は自己負担分を上回るメリットがあるので、ホームページ等でよく吟味して恩恵を受けましょう。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・全国火災予防運動
- ・冬季賞与査定準備
- ・冬支度



知ってお得！？法律雑学

Q . 1年前に亡くなった叔母の借金の督促状が届きました。叔母には子供がいないので相続人である私が払わなければならないのでしょうか？

A . 相続放棄ができる3ヶ月間をすでに過ぎてしまっているため、原則として支払う義務があります。しかし、過去の裁判例では、債務が全くな

いと誤信して相続手続きを取らなかった場合には、この3ヶ月の経過は始まっていない、つまり今からでも相続放棄できるというものもあり、比較的その裁判例も多くなっています。

ただし、このパターンに当てはまるのは、誤信について過失がない場合に限られるの

で、叔母に僅かでも資産があってそれを単純相続しているような場合には、もはや相続放棄はできません。



経営談義

【マイナス金利】

EUに引き続き日本でも国債マーケットでマイナス金利が発生するようになりました。マイナス金利とは、将来100円で償還される国債を今101円以上で、つまり、損することが分かっている状態で買います。先ごろ日銀から発表された追加金融緩和により、短期的にはさらにこの傾向が強まると考えられます。

市場金利は国債の取引状況によって決まります。最近の国債マーケットでは、日銀が国債のほとんどを買い取って



しまうので、品不足による価格高騰(=金利低下)が起っています。加えて銀行も企業にお金を貸さずに国債に投資してばかりなので、ますますこの傾向に拍車がかかります。何のことはない、日銀と一般銀行がお金のキャッチボールをしているだけです。

こういう状況下で私たち事業者がメリットを受ける方法は、長期固定(政府系金融機関や制度融資)で資金調達しておくことです。特に最近政府の意向を受けたと思われる日本政策金融公庫等の融資獲得姿勢が非常に積極的になっています。借り手有利なこの環境は大いに利用すべきでしょう。

ただし、借入金の増加には

節操が必要なのは言うまでもありません。本業が黒字であることは大前提で、赤字を埋める資金ならばその赤字を解消することが先決です。また、資金を抱えたまま何もしないのであれば、いくら金利が低いといっても意味がありません。

マイナス金利は決して正常ではありません。ということは、必ずどこかで正常化に向けた揺り戻しがあります。その時には大混乱が予想されます。環境変化には絶えず目を配っておきましょう。



あじがわ



先月の北海道出張では、大変有意義な勉強ができました。はるばる遠方まで集まるプロ集団というのは、やはりそれなりの実力者であることがよく分かりました。私も新たな闘志が燃えてきました。

その北海道でレンタカーを借りて一人で走り回りました。洞爺湖の紅葉が最大の目的でしたが、道中延々と続く紅葉風景には圧倒されました。これで北海道の四季を制したわけですが、やはりこの季節が最高でした。

ちなみに、三日間滞在して長女には会えずじまいでした。学生もいろいろ忙しいようです。

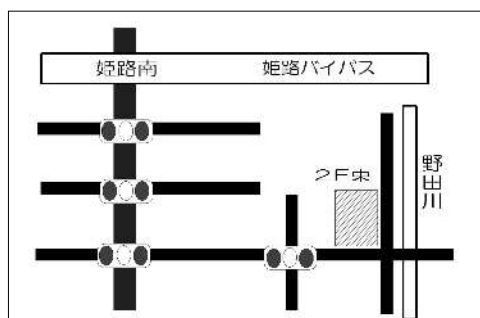
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp